

機能名称	仕様書たたき台		備考
	実施すべき機能	実装してもしなくても良い機能	
1. 賦課・収納情報管理			
1.1. 賦課・収納情報管理			
1.1.1. 賦課情報取込(当初)	各課税システムから当初課税データ（個人住民税（特別徴収（給与・年金）・普通徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）を受け取り、任意の日付を指定して調定情報として取り込めること。	固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。	
1.1.2.	税目の固有の要件として、 ・固定資産税については、共有者の情報を表示できること。納税義務者を検索した時、その納税義務者が代表者となっている共有分を名寄せし、一覧表示できること。 ・軽自動車税については、標識番号を表示できること。 ・個人住民税の場合、事業所（特別徴収義務者）と従業員（特別徴収該当者）の情報を紐づけて表示できること。退職所得に係る所得割についての内訳を表示できること。納期特例の事業者（特別徴収義務者）について、納期特例の納付月に調定情報が連携されること。退職所得の調定情報、控除超過額（配当割、株式等譲渡所得割控除額）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 ・法人住民税については、申告区分、事業年度及び均等割/法人税割の内訳を表示できること。みなし申告対象者を把握できること。		
1.1.3. 税額更正取込	各課税システムから税額更正データ（個人住民税（特別徴収（給与・年金）・普通徴収）、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）を受け取り、調定情報として取り込めること。固定資産税については、固定資産税と都市計画税の内訳も取り込めること。取り込む期間について、税目単位に即時・日次・月次のを任意に指定できること。取り込んだ際にエラーが発生した場合、エラー内容を把握できること（エラーが発生しない構造の場合、この限りでない）。		
1.1.4.	現年分、過年分の調定情報の異動履歴を照会できること。 異動前後の差額が照会できること。 調定情報が異動になった対象者を把握できること。 給与特別徴収義務者の調定に異動があった場合、異動の対象を参照できること。		
1.1.5. 収納情報管理	納税義務者ごとに調定情報・納付情報・充当予定情報が照会できること。 納税管理人の有無の確認できること。 複数税目の情報がある場合は、名寄せして表示されること。	納税管理人が設定されている場合は、名寄せして表示されること。 年金保険者である場合は、その旨が表示されること。	充当予定情報は、二重納付・督促発送等を防止するために収納情報の照会画面で必要と想定している。
1.1.6.	税目、会計年度、収入年度、収納月・日、領収月・日、期別単位で納付毎の収納状況が期間を指定して照会できること。 照会結果は一覧で抽出できること。		
1.1.7.	納税義務者、税目、年度、期別ごとに督促、執行停止、不納欠損等の処分情報を照会できること。		
1.1.8. 未納情報管理	納期限・税目・抽出期間を指定し、未納者台帳を作成できること。 同一納税義務者が含まれる場合は、名寄せして表示できること。 世帯員や固定資産税の共有者、個人住民税（特別徴収）の特別徴収事業所で名寄せして表示できること。		
1.1.9.	納税義務者が他の納税義務者の納税管理人・相続人等の代納を行っている場合、その納税義務者が納めるべき未納金額・納期到来未納額をまとめて表示すること。		
1.1.10. 履歴表示	納税義務者別に調定履歴、納付履歴（速報により仮消込含む）、納付方法、過誤納金の還付充当履歴・時効履歴、滞納履歴、発行した通知書類（納付書、督促状、口座振替不能通知、口座再振替通知）が表示されること。 調定履歴、納付履歴については完納後のデータについても表示されること。 速報の履歴については、確報の履歴で更新できること。 同一期別に複数納付（分納、充当差額等）があった場合、収納額を納付毎に管理できること。 収納チャネル（一般納付（OCR・パンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納税、年金特別徴収、スマホ払い）を管理できること。 口座振替については、納付された金融機関情報、コンビニ納付については、コンビニ店舗・支店情報を管理できること。 これらは完納後のデータについても表示されること。 税目、納付日等の条件を指定して納付履歴の明細を出力できること。	納付された金融機関の支店情報を管理できること。	
1.1.11. メモ管理	納税義務者別に連絡事項を管理（参照、登録、修正）できること。 また、閲覧・更新権限（所属、職位）の設定ができること。		
1.1.12. DV等支援情報管理	納税義務者別にDV等支援情報を管理（参照）できること。 また、閲覧権限（所属、職位）の設定ができること。		
1.1.13.		DV支援措置等情報を管理する専用のサブシステム（宛名管理・住民記録システム等も含む）より、DV等支援情報を連携できること。	DV支援措置等情報を別システムで管理するケースを想定している。
1.1.14. 要注者管理	個人別に要注者情報を管理（参照、登録、修正）できること。 また、閲覧・更新権限（所属、職位）の設定ができること。		
1.1.15. 納期限管理	各課税システム側から法定納期限の情報が連携され、納期限が設定されること。 また、任意に納期限を変更できること。		
2. 収納			
2.1. 入金・消込処理			
2.1.1. 消込用データの管理	各納付手段（一般納付（OCR・パンチ）、口座振替、コンビニ収納、クレジット、マルチペイメントネットワーク、共通納税、年金特別徴収、振替MT、地方税納入サービス）の納付データを取り込めること。 取り込んだ納付データを元に、各税目の消込データを作成できること。 消込用データの項目として、中間標準レイアウトの項目に加えて収入日、消込処理日、領収日、納付書種別、共通納税番号が管理できること。 消込用データをもとに財務会計システムにおける消込用データまたはリストを作成できること。 合算納付書に対応した納付データの取込ができること。 滞納管理システムから充配当データを収納システムに連携できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。 速報データの集計機能を有すること。 【指定都市要件】 消込データの項目として行政区を管理できること。	滞納管理システムからの充配当データの連携は、滞納管理システムで管理する充配当情報を連携させて消込を行うことを想定している。 パッケージが備えるOCRのインターフェースに合わせて、OCRの処理を対応いただく想定。	
2.1.2.			

機能名称		仕様書たたき台		備考
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	
2.1.3.		取り込んだ消込データの照会・修正・削除ができること。 修正は、収入日、領収日、税目、通知書番号、納付済通知書を一意に特定する番号、納付区分（入金、配当等の区分）、調定年度、会計年度で特定し、納付の取消・修正ができること。 消込処理前の収入集計表を出力できること。 任意の納付データの追加ができること。 仮消込の対象を把握できること。	また、期間を指定し、修正履歴の一覧が抽出できること。	消込前に納付データを修正する機能として要件を加えている。 (OCRの読み取り間違いなどを修正することを想定している)
2.1.4.		消込処理前に、消込データのエラーチェックを行い、論理矛盾がある場合はエラーとなること。 エラーチェック結果を照会できること。		
2.1.5.		エラーチェック後に消込データの修正ができること。 修正は、収入日、領収日、納付済通知書を一意に特定する番号で抽出し、納付の取消・修正ができること。		
2.1.6.	消込処理（一般納付）	一般納付（OCR・パンチ）の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 窓口で納付があった場合、本税、延滞金の仮消込の登録ができること。 収納履歴について、手動で修正できること。 法人住民税の均等割・法人税割額の納付内訳の場合、内訳の入れ替えができること。	窓口納付で領収書をシステム出力した期別について、自動で仮消込になること。 窓口で納付があった場合督促手数料の仮消込の登録ができること。	窓口納付の際、実装すべき機能ではオンライン登録により仮消込状態にすることを想定している。 実装してもしなくても良い機能では、収納システムから領収書を出し、それを契機として仮消込状態になることを想定している。
2.1.7.	消込処理（口座振替）	口座振替の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 口座振替の公金日を管理できること。		
2.1.8.	消込処理（年金特徴）	個人住民税年金特別徴収の消込処理ができること。 年金保険者毎に収入日を設定して、消込みが可能であること。 消込処理の結果、年金保険者別の納付額を集計できること。 年金保険者ごとに、依頼データと入金データの突合チェックができること。		給与特別徴収については、一般納付に含まれることとし、本項では言及しない。
2.1.9.	消込処理（コンビニ納付・スマホ払い）	コンビニ納付の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 本税と延滞金をそれぞれの調定に対して消込できること。 スマホ払いについて、使用した電子マネーの種別が納付区分として識別できること。店舗コードを簡便に追加できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整ができること。		
2.1.10.	消込処理（マルチペイメントネットワーク・クレジット納付）	納付書発行データ（請求データ）をサービス事業者へ登録できること。 クレジット、マルチペイメントネットワークの消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 継続払い・都度払いに対応できること。 本税と延滞金をそれぞれの調定に対して消込できること。 クレジット払いの申込者・契約者情報の登録、参照、抽出、修正等ができること。 また、一覧表を作成できること。 契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整を行えること。		
新規	消込処理（共通納税）	共通納税の消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 「納付情報管理ファイル」「納税情報ファイル（納付日ベース）」「納付情報ファイル（収入日ベース）」の取り込み、管理ができること。		
2.1.11.	消込処理に伴う延滞金計算	消込処理により、納付額（本税・延滞金）が最新の状態となること 消込処理により、確定延滞金の確定変更が自動で行われること。また、延滞金調定額が1円以上で確定・変更になった対象者リストが出力されること。 消込処理により、調定 ≤ 納付額となった場合に、確定延滞金調定額の計算を行うこと 地方税法の規定に従い、確定延滞金が計算されること	消込処理により、納付額（督促手数料）が最新の状態となること	
2.1.12.	調定がない場合の消込（法人住民税）	法人住民税において調定情報がない場合、課税側から収納側に調定情報が連携されるまで納付を保留扱いとする、または暫定的な消込扱いとする（ただし過誤納扱いとしない）こと。 調定情報連携後、消込処理されること、または正規の消込扱いとなること。 保留、暫定的な消込扱の対象者を把握できること。 消込結果は法人税割、均等割に振り分けできること。 予定納税の額が、確定申告で決定した額との差額が生じた際、その差額が未納又は過誤納扱いとなること。 これらについて、共通納税による納付についても同様であること。		
2.1.13.	調定がない場合の消込（個人住民税）	個人住民税において調定情報がない場合、退職分離課税分の消込を行えること。 退職分離課税分の調定情報を作成できること。 調定情報連携後、消込処理されること、または正規の消込扱いとなること。 保留、暫定的な消込扱の対象者を把握できること。 個人住民税本体と退職分離課税で内訳に誤りがある場合、内訳の移動ができること。 調定を作成するタイミングについて、任意に設定できること（公金日等）	納付額＝調定額として調定情報を作成して、消込を行えること。	
2.1.14.	コンビニ速報/MPN速報	コンビニ納付・マルチペイメントネットワーク納付、クレジット納付、スマホ払い、共通納税の速報データを取り込み、管理（参照）できること。取り込んだ際、仮消込できること。		
2.1.15.		速報データに対する取消データが連携された場合は、速報データを削除できること。		
2.1.16.	消込エラー抽出処理	全ての収納チャネルについて、消込処理でエラーが発生した場合、年度・税目・期間・収納チャネル指定をして収納消込エラーのリストが出力できること。 エラー修正後、再消込処理ができること。 エラー状態は保留状態として管理し、エラー修正または調定運動後に再消込処理ができること。保留状態のリストが出力できること。		
2.1.17.	日計/月計表作成	収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（日計表）の確認ができること。 日計表において現年・繰越・賦課年度での抽出ができること。 日計表において本税・督促手数料・延滞金・還付額・充当額の内訳が確認できること。 日計表において収納チャネル別・支払期別ごとの内訳が確認できること。 日計表は、消込日当日から出力できること。また、日付を指定して出力できること。 日計表は、出納閉鎖期間中は旧年度・新年度ともに出力できること。 収入日（公金日）・会計年度毎に税目の収入金の集計表（月計表）の確認ができること。給与特徴については、出納閉鎖期間／それ以外を分けて内訳を作成できること。 月計表において現年・繰越・賦課年度での抽出ができること。 月計表において税目ごとの件数、税額（本税・督促手数料・延滞金、純未済額）、各税目の割の内訳が確認できること。 月計表において収納チャネル別・支払期別ごとの内訳が確認できること。 月計表は、出納閉鎖期間中は旧年度・新年度ともに出力できること。 月計表においては、滞納繰越分を年度別に出力できること。 退職分離課税分の調定情報を集計できること。	普通徴収において、年金特徴を区別できること	軽自動車税について旧法／新法の内訳把握ができる想定

機能名称		仕様書たたき台		備考
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	
2.1.18.		<p>収入金更正等内訳（財務会計）：指定した期間（処理日）別に地方自治法施行規則第15条別表（現年滞線別税目別）の「どこの項目から」「どこの項目へ」収入金を移したか、本税、延滞金ごとに、金額と件数の情報が得られること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目及び現年滞線の収入金誤りを修正（金額の訂正） ・違う税目等へ収入した場合の修正（税目・年度の修正） ・ある「税目・現年滞線」から別の「税目・現年滞線」へ充当（税目別・年度別の収入金振り替え） ・歳入から還付（税目別・年度別の収入金の支出） ・歳出から還付（税目別・年度別の収入金の支出） ・歳入還付しようとしたが、還付できず収入金を戻入（税目別・年度別の収入金の支出） 	督促手数料毎に、金額と件数の情報が得られること	
2.2. 口座振替処理				
2.2.1.	口座情報管理	<p>宛名、期別、通知書番号、対象税目毎に、口座情報（宛名番号、税目コード、振替種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日、停止開始日、停止終了日）を管理（参照、登録、変更、停止、廃止、削除）できること。口座情報管理（登録、変更、停止、廃止）のそれぞれの事由を管理できること。名義人氏名については、全銀協フォーマットの文字制限に対応すること。口座振替情報を一意に特定できる番号を管理できること。</p> <p>軽自動車税の口座は課税客体/宛名単位で管理できること。車両番号を管理できること。</p> <p>登録の際、登録履歴より参照作成ができること。 複数の税目で使用される口座がある場合、一括で登録・修正ができること。</p> <p>停止口座を含めて、履歴を管理できること。</p> <p>未来日で振替口座を変更することができること。</p> <p>口座振替可能な金融機関情報を管理できること</p> <p>【実装しない機能】 口座情報を管理できる税目数を制限しないこと。</p>	<p>口座振替の申込データ取り込みができること。</p> <p>口座情報用のメモ機能を有すること。</p>	
新規		<p>【指定都市】 行政区ごとに賦課根拠が異なる場合、行政区毎に管理できること</p>		
2.2.2.		口座情報（口座名義人など）で口座を指定し、誰のどの税目が振替対象となっているか確認できること。		
2.2.3.		<p>宛名番号・税目・納税通知書番号・納税義務者を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。</p> <p>（相続人に口座振替の手続きを依頼するために、）固定資産の所有者変更、持分割合変更等の対象者を抽出できること。</p>		
2.2.4.		<p>【指定都市要件】 対象税目毎に、口座情報（宛名番号、行政区、税目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止、廃止）できること。 区間異動があった対象者を抽出できること。</p>		
2.2.5.	口座振替依頼書作成	<p>登録された口座情報に基づき、金融機関別に期別で口座振替依頼データを作成できること。全期前納もしくは期別を指定してできること。 振替日、税目ごとの振替依頼件数、金額が金融機関別に確認できること。 口座振替情報を一意に特定できる番号を管理できること。</p> <p>口座振替依頼データは金融機関別に作成できること。全銀協フォーマットで作成可能なこと。 ただし、自治体の契約する指定金融機関等の仕様に対応できること。</p> <p>指定した期別以外に、随時振替ができること。</p> <p>除外条件に基づき、口座振替依頼データの作成除外ができること。除外条件は、税目及び期別単位で判定されること。 想定する除外条件：納付済、分割納付中、徴収猶予中、執行停止中、繰上徴収、仮消込中 データ除外したリストを作成できること。データ除外された状況を確認できること。 個別にデータ除外ができること。</p>	口座情報をもとに抽出し、伝送未対応の金融機関向けに、口座振替依頼書の帳票出力ができること	
2.2.6.	口座振替停止情報管理	<p>口座振替の停止を登録することで口座振替の対象外とすることができること。</p>	任意の日付で、納付、更正、口座変更があったものを抽出し、口座振替依頼データ作成後の緊急依頼・停止を行うための依頼書が出力できること。	
2.2.7.	口座振替結果管理	<p>（口座振替結果の消込後、） 振替結果（振替済、振替不能分）を管理（参照、登録）できること。 振替結果の集計ができること。振替結果は税目、期別、通知書番号等を確認できること。 金融機関別の金額・件数の集計ができること。また、税目単位で件数集計できること。</p> <p>消込、仮消込（速報データ等）分について口座振替処理を行わないことができること。</p> <p>口座振替/再振替、全期前納/期別納付の区別ができること。</p>		
2.2.8.		<p>振替不能者データについて、期間、税目、不能区分（全銀協フォーマットで定める不能区分）で抽出できること。 口座解約者を抽出できること。 不能対象者について、口座不能/再振替データのいずれかを作成できること。再振替の詳細について、対象期別の収納調定額情報を参照すること。停止、廃止分、収納調定額が0円のデータについてデータを作成しないこと。</p> <p>再振替データについて、管理（参照、修正、削除）ができること。</p>		
2.2.9.	各種通知書作成	<p>振替口座の登録ができたデータを、口座情報をもとに、登録期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替開始通知を個別又は一括で出力できること。また、再発行もできること。 口座振替開始通知の送付状況を管理できること。</p> <p>停止、解除、廃止となった口座については、出力の対象とするかを選択できること。</p>		
2.2.10.		<p>口座振替できたデータを、口座情報をもとに、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替済通知を出力できること。各税目の口座振替済通知を、暦年及び年度で出力できること。 また、再発行もできること。 納税義務者単位でも出力できること。 軽自動車税について、口座振替済み通知と同時に継続検査用の納税証明書の出力ができること</p>		
2.2.11.		<p>口座振替不能データを、口座情報をもとに、期間・税目・不能事由毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替不能通知/再振替通知を個別及び一括で出力できること。また、再発行もできること。</p> <p>全期前納の口座不能については、不納となった場合、期別納付に切り替える/しないを選択できること。切り替える場合は1期分の納付書を、切り替えない場合は全期分の納付書データが出力できること。また、口座振替を継続するか選択できること。</p> <p>口座振替不能通知の送付可否を管理できること。</p>		
2.2.12.	口座勤奨		<p>口座振替を勤奨するため、口座の申込書を出力できること。</p> <p>口座登録のない方を抽出できること。 税目等で抽出条件を選択できること。</p>	
2.2.13.	職権処理	<p>振替不能口座や死亡・転出等により使用されていない口座等について、未使用となっている期間を特定して抽出し、職権で口座の停止・廃止処理が個別又は一括でできること。対象者のリストを出力できること。</p> <p>住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているものを、期間や連続不能回数・税目等で抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出できること。</p>	特定の期間を経過した、使用されていない口座等について、自動で口座の停止・廃止処理がされること。	
2.2.14.	金融機関統廃合への対応	金融機関や支店の統廃合に合わせ、口座情報を一括及び個別に更新できること。統廃合前後の口座情報のリストを出力できること。		

機能名称		仕様書たたき台	実装してもなくても良い機能	備考
		実装すべき機能		
3. 還付充当				
3.1. 過誤納対象者抽出				
3.1.1.	過誤納抽出	<p>税目・期間を指定して、過誤納データ（納付額が調定額以上となる状態及び時効調定に対して納付がされた状態）を抽出できること。</p> <p>延滞金・督促手数料の過誤納も抽出できること。</p> <p>過誤納情報を一意に特定する番号（過誤納番号）を管理できること。また、その番号で過誤納情報の抽出ができること。その番号は、年度ごとの付番管理ができること。</p> <p>過誤納が発生した事由、過誤納発生日を管理できること。</p> <p>過誤納抽出結果について、年金特徴義務者への返納候補は識別できること。滞納期別の有無、還付先口座の有無が把握できること。</p> <p>更正処理や消込処理により、過誤納となったデータの整理票を出力できること。</p> <p>賦課年度、相当年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に過誤納一覧を抽出することができること</p>		
3.1.2.		<p>【指定都市要件】</p> <p>行政区、賦課年度、相当年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に過誤納一覧を抽出できること。</p>		
3.1.3.		<p>過誤納状態を個別又は一括で保留にできること。保留状態の場合、還付充当処理が行えないこと。</p> <p>保留状態の対象者を抽出できること。</p>		<p>調定運動前に納付があった場合など、充当・還付がなされないように保留状態にすることを意図している。</p> <p>調定運動後、保留状態から消し込む運用を想定している。</p>
3.2. 充当処理				
3.2.1.	充当処理	<p>抽出した過誤納一覧をもとに、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別（他税目含む）へ充当入力ができること。</p> <p>充当額は過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。充当額設定後、残額は自動的に還付できること。</p> <p>充当入力を行った日付、充当処理の決裁日、充当をする予定日付（通知日）、充当理由を入力できること。</p> <p>充当処理日は収納履歴に反映できること。</p>	<p>充当後、充当先の期別に未納がある場合、未納額分の納付書出力できること。</p>	<p>過誤納の一覧をもとに、充当入力を1件ずつ行う運用を想定している。</p>
3.2.2.		<p>充当の決議日に即時で充当できること。決議番号を付番できること。</p> <p>また、未来日の充当登録が可能なこと。ただし、通知書発送までの期間は充当情報の修正・削除が可能なこと。</p> <p>個人住民税の給与特徴の不一致リストを抽出し、組替処理ができること。</p> <p>個人住民税の株式配当割・株式譲渡割を一括充当できること。</p> <p>充当処理結果の照会ができること。</p> <p>充当の履歴管理ができること。</p>		<p>充当入力をもとに、決議処理を行う運用を想定している。</p> <p>即時処理に加え、未来日での決議処理（予定日到達）の運用も想定している。</p> <p>個人住民税給与特徴の組替とは、特徴義務者の期別の調定額と収入額が不一致となり同一年度内で過不足分が発生していた場合、元月から先月へ収入を移動させる処理を想定している。</p>
3.2.3.	自動充当		<p>過納が発生している納税義務者に対し、納期到来期に未納があれば、自動充当できること。自動充当にあたっては、納期限順・本税優先に充当されること。</p> <p>自動充当の除外条件が設定できること。任意の除外条件を設定できること。</p> <p>除外条件： 死亡者・還付加算金有・他税目未納有・分割納付計画有・滞納処分予定・執行停止中</p>	<p>未納期別への自動充当は運用する自治体も限られると想定されることから、実装してもなくても良い機能とした。</p>
3.2.4.	充当取消	<p>充当処理の取消ができること。</p> <p>ただし、以下の場合は充当処理の取消が行えないように制御すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納閉鎖後の充当 		
3.2.5.	充当適状日	<p>充当適状日は法令通り自動設定されること。また、手動で変更できること。</p>		<p>地方税法施行令第六条の十四の定め通り。</p>
3.2.6.	充当加算金	<p>充当をした対象の税目、期別へ法令どおり加算金の反映ができること。</p> <p>反映した加算金については加算金額の変更ができること。</p>		
3.2.7.	通知書	<p>充当を行った税目、期別の対象者について充当通知書が一括または個別で出力できること。</p> <p>一部充当・一部還付の場合は、還付充当通知書として出力されること。</p> <p>給与特別徴収の個人充当については、個人用の充当通知書を出力できること。</p> <p>通知内容の文言・還付充当情報については、自由に登録・編集できること。</p> <p>対象者の一覧を出力できること。</p> <p>納付済額、調定額、充当額の計算に誤りがある場合、エラーメッセージ等が表示されること。</p>	<p>還付・充当決議に必要な決議書出力できること。</p>	
3.2.8.	充当先の選択	<p>他税目・他宛名への充当ができること。</p> <p>延滞金・督促手数料へ充当ができること。複数期別への充当ができること。</p> <p>他の宛名へ充当をした際には、充当元の充当額が自動で変更されること。</p> <p>滞納処分費へ充当する場合、充当の事実を管理できること。</p> <p>【実装しない】</p> <p>納税通知書発送前の充当はできないこと。</p>		<p>滞納処分費へ充当する場合は、充当した事実を履歴管理することを想定している。調定情報としての管理は想定していない。</p>
3.2.9.	納期未到来対象への充当	<p>納期未到来分への充当処理ができること。充当の際、メッセージなどが表示されること。</p>		
3.2.10.	加算金の充当	<p>還付加算金・充当加算金が発生した場合、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目の期別へ充当入力ができること。</p>		
3.3. 還付処理				
3.3.1.	還付処理	<p>過誤納がある税目、期別、過誤納発生事由、賦課年度、相当年度、調定年度、過誤納番号、宛名番号、通知書番号を元に還付対象者一覧を抽出することができること。また、過誤納がない場合も還付処理ができること。</p> <p>還付額は過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。</p> <p>還付入力を行った日付、還付処理の決済日、還付金の請求日、還付をする予定日（通知日）、還付理由、特記事項を入力できること。</p> <p>個人住民税の株式配当割・株式譲渡割控除不足額を一括還付できること。</p> <p>個人住民税の当初賦課決定時における年金特徴還付分を一括還付できること。</p> <p>還付処理は、税目・還付入力を行った日付・還付理由・調定年度・還付をする予定日（通知日）・還付口座の有無等の条件を指定して一括でできること。また個別にできること。</p>		

機能名称	仕様書たたき台		備考
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	
3.3.2.	【指定都市要件】 行政区、賦課年度、相当年度、過誤納番号、宛番号、通知書番号を元に還付対象者一覧を抽出できること。		
3.3.3.	還付の決議日と支払日を管理できること。 還付の支払日に即時で還付できること。決議番号を付番できること。 また、未来日の還付登録が可能なこと。ただし、通知書発送までの期間は還付情報の修正・削除が可能なこと。 還付処理結果の照会ができること。 還付の履歴管理ができること。 還付処理日、金額、税目は収納履歴に反映されること。		
3.3.4. 還付取消	還付処理の修正・取消ができること。 出納閉鎖後の還付の場合は還付処理の修正・取消が行えないように制御すること。 口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の取消ができること。		
3.3.5. 歳入還付・歳出還付の判定	還付額の、会計上の支出財源（戻出還付現年・戻出還付滞納繰越・歳出還付）を、還付支出日（予定日）・調定年度・過誤納金発生年度・期別・収入日（公金日）から自動で判断できること。		
3.3.6. 法人住民税の還付	確定申告等による減額、重複納付等による過誤納について、還付できること。 還付発生事由及び申告区分の組み合わせから、正しい還付加算金起算日の判定ができること。		
3.3.7. 還付加算金	還付対象の税目、期別へ法令どおり（還付加算金特例基準割合含む）加算金の計算ができること。起算日は任意に設定できること。 還付通知書の作成前において、計算された加算金の変更ができること。 申告税特有の同一事業年度における充当・還付などについて、税法に則った還付加算金の計算が可能であること。		
3.3.8.	還付加算金の計算経過を確認できること。 加算金計算書として出力できること。		
3.3.9. 口座還付	還付先の口座を税目別に登録できること。口座振替の登録があれば、自動でその口座が登録されること。過去に還付・振替を行った履歴情報から口座を選択できること。 複数税目の口座還付の際、一括登録できること。 該当する口座が不明または確認が必要な場合は、口座照会通知を出力できること。また、再出力できること。 口座還付ができない場合、現金還付した事実を管理できること。	パンチデータ等から還付口座情報を一括して登録できること。 該当する口座が不明のときは、隔地払いに対応するために、金融機関へ持参すれば現金と引き換えできる書類及び本人以外が金融機関へ行く場合の委任状が出力できること。 窓口において現金還付する場合、納税義務者が押印（サイン）する領収書を出力できること。	現金還付の処理は、システム上の特別な処理は必要ないが、現金還付した事実のみ、履歴管理できればよいこととしている。
3.3.10.	税目を選択し、還付の口座振込依頼データを全銀協フォーマットで作成できること。 集計表、内訳表を出力できること。 任意の時点（還付処理日、支払い予定日等）で支払い済にできること。		支払い済みになるタイミングは、処理日や支払い予定日到達など、自治体によって考え方が異なることから、任意のタイミングで支払い済みにできる要件としている。
3.3.11. 還付時効管理	還付の時効管理（起算日の設定）ができること。（時効完成した場合は、時効であることを表示する。） 時効完成日を自動計算できること。 還付通知を再出力した際には、再出力日を管理（参照）し、時効が初期化されること。		
3.3.12.	期間を指定し、還付時効日を迎えるデータを抽出できること。 時効完成時点における還付未済の一覧を抽出できること。		
3.3.13. 還付先、還付通知先管理	還付登録時に、還付先として納付義務者本人、法人、または他の宛名を選択できること。	一つの過誤納額から複数人の遺族等に対し、法定相続分に応じて過誤納額を切り分けて還付できること。 還付先を複数人設定した場合にそれぞれ独立して処理をかけられること。	本人死亡後に還付する場合など、遺族に法定相続分の還付をすることが求められることが想定されるため、一つの還付に対して複数人の還付先を登録できる要件を加えている。
3.3.14.	市町村住民税（給与特別徴収）の過誤納金について、特別徴収義務者の還付登録時に、還付先として納税義務者個人を選択できること。 還付通知先は特別徴収義務者及び納税義務者個人を設定できること。 個人住民税（年金特別徴収）の過誤納金について、返納先として年金保険者を選択できること。		
3.3.15.	死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への返納が判明するまで一括で保留にできること。保留の対象者を抽出できること。 年金保険者への返納になった対象について、一括で還付処理ができること。 過誤納金の一部を年金保険者に返納し、残額を相続人等に還付することができること。		
3.3.16. 還付未済処理	還付通知出力後、還付処理が未済のものを期間を指定して抽出できること。 還付未済対象者に対して、還付通知書を一括または個別に再発行できること。	還付未済対象者に対して、未払いのお知らせ（勧奨通知）を出力できること。 未払いのお知らせを出力した際には、出力日を管理（参照）し、時効が初期化されること。	
3.3.17.	還付未済であるものを、税目・支出の区分・時効・調定年度・還付発生年度に分けて集計できること。		
3.3.18. 還付通知発行/再発行	還付を行う税目、期別の対象者について還付通知が出力できること。 給与特別徴収の個人還付については、個人用の還付通知書を出力できること。宛名・金額を修正できること。 対象者本人が死亡しているときには、相続人向けの通知書が発行できること。 通知日を変更して再発行できること。	還付・充当決議に必要となる決議書を出力できること。	

機能名称		仕様書たたき台 実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	備考
4. 滞納整理				
4.1. 延滞金処理				
4.1.1.	延滞金管理	延滞金の情報及び計算結果、計算内容（計算式）を管理（参照、登録）できること。		
4.1.2.	延滞金計算	法令に基づいた方法で、自動および手動で延滞金計算ができること。 延滞金は起算日から自動的に算出されること。また、延滞金計算日を任意に設定することもできること。延滞金計算日を任意に設定する際には、アラートが表示されること。 なお、延滞金について収入日ではなく、納付日（領収日）で計算できること。 差押え、交付要求等が発生した場合、任意の日付を変更して計算できること。 調定異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。再計算の結果、延滞金の納付済額が調定額より大きくなった場合は過誤納とできること。 一部納付等、納付額に異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。 延滞金の試算が行えること。 試算結果が記載された計算書を出力できること。		
4.1.5.	申告税	申告税（法人住民税）の延滞金計算について、法令に則った正しい計算を行うことができること。 以下の条件を考慮した延滞金計算ができること ・申告種別 ・申告（更正）日 ・期限内申告か否か ・監査延長法人か否か ・自主的な更正か否か ・国税申告（更正）に基づくものか否か ・国税申告（更正）日 ・確定申告から1年経過しているか否か ・重加算金の有無	減額更正後の増額に関する延滞金計算（平成28年度税制改正対応）ができること。	
4.1.6.	確定延滞金	本税完納時に確定延滞金を算出し、請求対象者を抽出できること。 確定延滞金算出後であっても、調定異動が発生した場合、確定延滞金の再計算ができること。 再計算される確定延滞金額が職権修正した確定延滞金額と異なる場合、自動更新せず差額が把握できること。 本税が完納した場合、延滞金のみ徴収ができること。 本税完納後、確定延滞金発生のお知らせを、個別・一括で出力できること。確定延滞金納付書を個別・一括で出力できること。	期別のCSV等の外部データを取り込むことで、確定延滞金を一括で追加、修正、削除を行うことができること。	確定延滞金は分納誓約等で手計算している場合が想定されるため、手修正している場合は、システムの自動再計算で書き換えられない要件を追加している。
4.1.7.	処分との連動	差押え・徴収猶予・換価の猶予・執行停止に連動して延滞金を計算できること。		
4.1.8.	延滞金減免処理	延滞金及び確定延滞金について、延滞金減免処理（全額・定率減免）ができること。 延滞金減免調定を滞納システムへ連携できること。		滞納システムの機能要件（6.1.7）で延滞金減免機能を定めているため、滞納システムからの連携での実装も可能とする。
4.1.9.	延滞金計算率更新	暦年及び期間設定で延滞金計算率を設定できること		
4.1.10.	職権修正	延滞金計算結果について、職権による修正ができること。		
4.2. 督促処理				
4.2.1.	対象抽出処理	納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納がある収納情報のうち、督促状が未発布であるものを抽出（一覧及びCSV）できること。 抽出条件、抽出除外条件が設定できること。申告税・賦課税・特別徴収分でそれぞれ抽出条件を設定できること。 想定される抽出条件： 納期限から指定期間以上経過している未納及び延滞金未納、督促未発布、調定年月、死亡者 想定される抽出除外条件： 執行停止者、速報データ取込済み、繰上徴収、徴収猶予、督促停止、納税通知書返戻、督促状返戻 本税未納及び延滞金未納について、速報（仮消込）額を含めた状態で計算されていること。	任意で作成した対象者の一覧を取込み対象者として抽出できること。	
4.2.2.	督促停止	指定された期別または義務者について督促発行停止ができること。 条件指定により、督促停止処理を一括でできること。 想定される条件： 国税徴収猶予等による地域指定（一括）、徴収猶予、繰上徴収（滞納からの連携）、過誤納未済 督促発行停止した期別または義務者について、督促発行停止の解除ができること。	停止条件を指定して、督促発行停止の一括解除ができること。	
4.2.3.	督促状作成	抽出した対象者をもとに、督促状の出力ができること。 納付書兼用の督促状と、納付書なし督促状を、税目ごとに選択できること。 固定資産税の未納については納税義務者だけでなく共有者にも督促状出力可能を選択できること。 軽自動車税の未納については車両番号も記載されること。 法人住民税の未納については事業期間、事業年度、申告区分、調定年度が記載されること。 督促状の個別発行・再発行もできること。 督促状の不作成者リストを作成できること。	口座振替対象者については振替不能事由が記載されること。 返戻に対応するため、宛名番号などのキー情報をバーコード化して出力できること。	口座振替不能通知を発行していない自治体もあるため、振替不能事由を督促状に出力することを実装してもしなくても良い機能と定義している。
4.2.4.	引き抜き	督促状出力後、発送までの期間に納付・充当されたもの、調定額変更になったもの、コンビニ納付等の仮消込データの有無、発送までの期間に納付・充当、調定額変更、転居、宛名異動、及び徴収猶予になったものを抽出し、督促状の引き抜きリストが出力できること。また、任意にも引き抜きできること。 引き抜き対象者の履歴を管理できること。 引き抜いた対象者について、対象者の一覧データをもとに督促発布の履歴を自動削除できること。滞納システムで管理する督促発布履歴も自動削除できること		
4.2.5.	督促手数料		督促状を発送した対象者に対して、督促手数料を調定情報に登録できること。 更正調定取込時、期別の調定が0円になった場合には、督促手数料調定も0円に変更されること。 督促手数料は、修正・削除ができること。	
4.2.6.	督促状の発送管理・送付状況管理	固定資産税・都市計画税の共有者に対するものを含め、督促状の発送履歴を管理（参照、修正）できること。 督促対象が本税・確定延滞金か識別できること。 発送履歴は記事情報として管理できること。 税目、期間を指定して発送履歴を抽出できること。 督促状の発送履歴（再発行含む）を滞納システムに連携できること。	確定延滞金が発生した税目について、督促対象が本税・確定延滞金か、履歴管理できること。	

機能名称	仕様書たたき台		備考
	仕様書たたき台	実装すべき機能	
5. 決算			
5.1. 繰越処理			
5.1.1. 年度繰越処理	<p>過年度分の繰越調定を抽出し、繰越処理ができること。過年度分の過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。</p> <p>現年度分の繰越調定を抽出し、繰越処理ができること。現年度分の過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。</p> <p>過年度分の過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。現年度過誤納未済分を抽出し、繰越処理ができること。</p> <p>個人住民税の按分率、固定資産税・都市計画税の按分した数字で繰越処理ができること。</p> <p>会計年度が未来（現年度の翌年度）となっている調定情報と納付情報について、会計年度を未来にする（繰越する）機能があること。（住民税特別徴収の4・5月分を想定）</p> <p>繰越額・対象者が確認可能な帳票を出力できること。</p> <p>保存年限を超える完納分・不納欠損分等が削除できること。なお、左記の情報は、保存年限等業務上必要な期間まで保存できること。</p> <p>繰越処理を行うまでの間、調定異動、消込処理を保留できること</p> <p>締日（現年分の締日、滞繰分の締日）を管理できること</p> <p>締日時点の未納額を把握できること</p> <p>締日時点の未納額で滞納繰越できること</p> <p>不納欠損調定を抽出して時効の事由ごとに集計できること</p> <p>財務会計側の年度繰越処理の元データを作成できること。</p> <p>任意の日付で調定異動や消込処理ができること。</p>		
5.1.2. 延滞金調定の繰越	<p>確定延滞金・督促手数料について、未納調定分を抽出し、繰越処理ができること。</p>		
5.2. 調定処理			
5.2.1. 調定情報管理	<p>課税側から作成された調定情報に対して、調定情報の修正ができること。</p> <p>調定情報の新規登録ができること。新規登録された調定情報に対して、調定情報の修正ができること。</p> <p>期間を指定し、調定情報の異動情報が抽出できること。</p> <p>調定情報の項目： 『賦課した年度・賦課根拠のある年度・賦課決定の通知書番号・納付の期別・賦課調定額・延滞金調定額・年度繰越時賦課調定額・納期限・法定納期限・賦課更正前の納期限・公示送達日・申告区分・事業年度・通知日・更正日・更正発行日・更正請求日・修正申告提出日・法人住民税の延長月数』</p>	<p>課税システムと収納システムで調定額に差がある対象納税義務者を抽出できること。</p> <p>取り込んだ結果、過年調定減更正による滞納繰越調定減額が集計できること。</p>	
削除			
削除			
削除			
6. 交付			
6.1. 納付書等発行（再発行）			
6.1.1. 納付書即時発行	<p>納付書の出力ができること（金融機関・郵便局・コンビニで使用でき、クレジット納付、マルチペイメントに対応した統一様式の納付書を出力できること）。</p> <p>指定納期限を設定できること。</p> <p>選択した期別、全納、一部納付の納付書が出力できること。</p> <p>調定が連携されている法人住民税について、納付書の種類（区分）を選択し納付書が出力できること。</p> <p>出力の際、プレビュー表示ができること。</p> <p>出力の際、納付額（本税、延滞額）、宛名を変更して出力できること。</p> <p>納税決定通知書が返戻となっている納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。</p> <p>未納調定がない納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。</p> <p>口座振替登録がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。</p> <p>仮消込情報がある納税義務者に対して納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。</p> <p>当初賦課処理後、納入通知書が発送されるまでの間は、現年度の納付書の再発行を制限できるアラートが表示されること。</p> <p>分割納付者に対して、納付書の再発行をする際に、アラートが表示されること。</p> <p>税額更正後、更正通知書が発送されるまでの間は、現年度の納付書は再発行できないこと。</p> <p>不能欠損分は再発行できないこと。</p> <p>差押等の充当用納付書が出力できること。</p> <p>納付書に差押日が出力できること。</p> <p>一般的な再発行納付書は、区別して出力できること。</p> <p>延滞金納付書について、本税未納の状態でも、延滞金を仮で計算して算出したものを延滞金納付税額として変更して出力できること。</p>	<p>差押の充当用納付書を出力するために、滞納システムから差押等の情報が連携されること。</p> <p>発行帳票のイメージ登録が自動で行われ、後に履歴管理画面からイメージ確認できること</p> <p>出力の際、納付額（督促手数料）を変更して出力できること。</p> <p>一括停止、一括廃止した振替口座について期間を設定して抽出し、同期間中の納付書を一括作成できること。</p>	
6.1.2.	<p>郵便局での振込の際に使用する払込取扱票の出力ができること。</p> <p>出力の際、プレビュー表示ができること。</p> <p>出力の際、納付額を変更または空欄として出力できること。</p> <p>払込取扱票にはOCRを出力できること。</p>		
6.1.3. 納付書仕様	<p>納付書はマルチペイメントネットワーク標準様式に対応していること。</p> <p>マルチペイメント使用期限は任意に設定できること。</p> <p>JPGQRに対応しているQRコードを印字できること。</p>		
6.1.4. コンビニバーコード仕様	<p>納付書の納期限とは別に、コンビニバーコードの使用期限を設定できること。使用期限については、任意に変更できること。</p> <p>過年度分についても、現年度分と同様にコンビニバーコードが使用できること。</p>		
6.1.5.	<p>以下の場合にはコンビニバーコードを出力しないよう制御できること。また、バーコードを出力できない理由を納付書に出力できること。ただし、任意で納期限を設定する場合においては、コンビニバーコードを出力できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30万円を超える場合 ・コンビニ使用期限を経過している場合（再発行時） ・コンビニ納付に対応していない税目の場合（その税目の延滞金、督促手数料を含む） <p>コンビニ使用期限はシステムで初期設定され、かつ、任意で変更できること。</p>		

機能名称		仕様書たたき台		備考
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	
6.1.6.	延滞金	本税と延滞金・督促手数料を収めることができる納付書を出力できること。 本税が完納し、確定延滞金又は督促手数料のみが未納の調定を抽出し納付書を出力できること。 本税に計算延滞金が発生している場合、本税の納付書発行にあたり計算延滞金の記載有無を選択できること。		
6.1.7.	軽自動車税	軽自動車継続検査証付き納付書を出力できること。 検査不要な車種や発行時点で過年度未納がある場合は軽自動車継続検査証が無効である旨を出力できること。		軽自動車継続検査証部分の出力項目は軽自動車税用納税証明書に準ずる想定。
6.1.8.	固定資産税	固定資産税の共有宛名に対しても納付書を出力できること。 複数人の相続人に対して、納付書を出力できること。		
6.1.9.	市町村民税給与特別徴収	個人住民税（特別徴収）の納付書を出力できること。納付者側で金額訂正できる納付書であること。 納期特例の納付書を出力できること。 退職分離課税の納付書を出力できること。 特別徴収の納付書には、延滞金・督促手数料を出力できること。		
6.1.10.	合算納付書	複数期別を纏めた納付書を出力できること。	合算できる期別の上限を設定できること。 合算納付書の場合でも領収証書部分には各期別内容が表示されること。	
6.1.11.	発行情報・送付状況管理	選択した対象者に対して発行した全期前納付書・期別納付書・分割納付書・合算納付書・督促状・口座不能通知書の履歴発行情報が確認できること。		
6.2. 証明書発行				
6.2.1.	各種納税証明書発行	指定した税目・年度（賦課年度/調定年度）の納税証明書を個別に発行できること。法定納期限が請求日の3年前の日の属する会計年度に係る徴収金まで遡って発行可能とすること。 年度を指定して当該期間すべてに市税の未納がない証明（完納証明）を発行できること。非課税の場合でも発行できること。未納税額がある場合、発行できないこと。ただし、領収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。 滞納処分を受けたことがない証明書を発行できること。滞納処分を受けている場合は発行できないこと。 発行時にプレビュー表示できること。 出力の際、宛名・金額を変更して出力できること。備考欄に自由に追記できること。 出力される宛名は、自治体が把握する最新の宛名であること。 共有宛名の表記は「代表者名 外●名」と表記すること。 納税証明書の発行者は、以下から選択できること。 ・市町村長及び職務代理者		指定した税目以外の滞納者に対して納税証明書を発行する際、アラートが表示されること。 納税義務者の証明対象該当明細（同一年度・同一税目）が徴収猶予の場合、徴収猶予中と記載して発行できること。
6.2.2.		【指定都市要件】 発行者を以下から選択できること。 ・区長（区の事務所の長）（指定都市用） ・総合区の事務所の長、税務に関する事務所の長		
6.2.3.		証明書の発行履歴を保持できること。 履歴の参照が可能であること。 納付額等、交付内容が確認できること。		証明書の発行イメージを保存できること。
6.2.4.		納期限以前に納税証明書の発行処理を行う場合、その調定額は、納期未到来額として計算されること。（未納扱いにならない）		
6.2.5.	納税証明書発行（個人住民税）	納税証明書は、普徴・年特・給与特別徴収毎、課税年度毎に内訳が表示できること。 特別徴収義務者向けの事業者の納付を反映した証明書が出力できること。 個人住民税（特別徴収）の対象となる納税義務者に対して発行する際、特徴事業所が滞納している場合はアラートが表示されること。		
6.2.6.	納税証明書発行（軽自動車税）	軽自動車で車検があり、口座振替で引き落としできたものに、口座振替済み通知と一体型の継続検査用納税証明書を一括または個別で出力できること。 マルチペイメントネットワーク、クレジット、スマホ払いで納付したものに、継続検査用納税証明書が一括または個別で出力できること。（金融機関からの一括伝送分は除く） 条例による減免、非課税の場合、その旨を明記できること。		
6.2.7.	仮消込への対応	消込前の段階でも、仮消込の状況（マルチペイメントネットワーク速報分、コンビニ速報分、窓口納付等オンライン登録分、共通納税納付情報ファイル（納付日）受信分など）で、証明書を出力できること。 出力する前にアラートが表示されること。 仮消込状態の金額を証明書に反映する・しないについて、納付チャネルごとにパラメータ等で選択できること。		
6.2.8.	発行禁止・警告	「DV・ストーカー支援者」等の処理に対し、注意を喚起するメッセージを出力し、発行制御ができること。 管理者機能による発行制御が解除できること。		
6.2.9.		証明発行時に注意を喚起するメッセージを出力するために、対象者をフラグ管理できること。		
7. 返戻・公示				
7.1. 返戻・公示処理				
7.1.1.	返戻者情報管理	督促状・還付通知書・充当通知書の返戻者情報（調査状況・結果、返戻日、公示予定日、再送日、再送理由）の履歴を期別ごとに管理（参照、登録、修正）できること。 督促状の返戻日について、滞納システムに連携できること。		督促状返戻者情報を、督促状のバーコード読取で入力できること。
7.1.2.	公示送達対象者抽出	返戻になった督促状・還付通知書・充当通知書の該当者を公示予定日で抽出し、公示状態に変更できること。		返戻された督促状のバーコード読取によって公示状態に変更できること。

機能名称		仕様書たたき台		備考
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	
7.1.3.	公示送達処理	公示送達の情報（公示日、公示理由等）を管理（参照、登録、修正）できること。 公示送達一覧表が出力できること。 督促状・還付通知書・充当通知書の公示日について、滞納管理システムに連携できること。	公示送達書を作成できること。	
8. 統計				
8.1. 統計資料作成				
8.1.1.	各種統計資料作成	市町村税徴収実績調に関する統計帳票の出力ができること 口座加入率の集計ができること		
9. その他				
9.1. 他業務システム連携				
9.1.1.	滞納システムとの連携	収納システムの異動情報（調定情報、納付情報、延滞金等）、督促発布履歴・削除履歴・返戻履歴・公示送達履歴（固定資産税共有者分含む）、宛名情報（納税管理人、口座情報、送付先情報）を滞納管理システムに連携できること。 滞納管理システムの異動情報（処分情報、不納欠損情報等）を収納システムに連携できること。		
9.2. 納付義務者の拡張管理				
9.2.1.	納税管理人の設定	税目毎一年度毎に相続人代表者、納税管理人、破産管財人、相続財産管理人、清算人（代表清算人）を設定できること。 各課税システムから連携し、設定されること。 死亡者・転出者に対して、相続人代表者・納税管理人の設定を行うための対象者を抽出できること。 設定済みの対象者を抽出できること。	年度毎に相続人代表者、納税管理人を設定できること。	
9.2.2.	送付先等管理	税目毎に送付先、連絡先（電話番号等）を設定できること。 電話番号は自宅/勤務先/携帯とし複数登録できること。		
9.3. 検索				
9.3.1.	検索対象	各税目の調定情報、納付情報、滞納情報、口座情報、還付・充当情報、督促情報及び異動履歴（帳票発行履歴、特記事項（メモ）等を含む）を照会できること。		
9.3.2.	検索条件	氏名（カナ・漢字・アルファベット、外国人通称名）、住所（市内・市外）、生年月日、性別、宛名番号、個人番号・法人番号、住民区分、税目、年度、通知書番号、世帯番号、物件番号での検索ができること。 カナ・漢字での検索はあいまい検索ができること。 複合検索が可能なこと。 納付の有無で絞り込みが出来ること。	旧姓、旧住所での検索ができること。	
9.3.3.		特別徴収指定番号、車両番号での検索ができること。		
9.4. その他				
9.4.1.	首長名・職務代理人	首長名・職務代理人名を変更できること。 変更された首長名、職務代理人名を帳票に印字できること。		
9.4.2.	EUC	EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・抽出結果は、GSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。		
9.4.3.	同一人管理	複数の宛名が同一人と特定される場合、同一人の設定ができること。 法人扱いの個人事業者や相続財産法人等の法人と個人の名寄せができること。 同一人設定および名寄せの設定がされた場合、照会画面において名寄せして画面表示できること。 同一人設定および名寄せの設定の解除ができること。		
9.4.4.	納税組合		納税組合と納税義務者の紐づけができること。 納税組合情報は開始日・終了日を設定できること。 納税組合コードによる検索ができること。 納税組合に所属している納税義務者の情報を参照ができること。 納税組合が解散した場合、一括して脱退できること。 組合ごとの納付状況が把握できること。	